

## 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業実施要綱

〔平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生畜第 794 号  
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知  
最終改正 平成 30 年 2 月 1 日付け 29 生畜第 1029 号〕

### 第 1 趣旨

「総合的な T P P 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 T P P 等総合対策本部決定）に即し、将来にわたり意欲をもって畜産経営を継続していけるよう、自給飼料の一層の生産拡大と高品質化を図り、畜産・酪農の競争力強化を強力に進めることが喫緊の課題となっている。

こうした中、肉用牛・酪農経営の生産基盤の強化を図るため、従来の草地改良では防除の難しい難防除雑草の駆除、高品質な完全混合飼料（TMR）の安定供給、有用な飼料生産基盤であるものの十分に活用できていない公共牧場の活用拡大と機能強化を緊急に進めることにより、我が国の自給飼料の生産及び利用を一層拡大し、畜産・酪農の競争力強化を図ることとする。

### 第 2 定義

#### 1 草地難防除雑草駆除対策事業

- (1) 「農業者団体」とは、次のいずれかの団体をいう。
  - ア 農業協同組合連合会
  - イ 農業協同組合
  - ウ 公社（地方公共団体が出資しているものに限る。以下同じ。）
  - エ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）
  - オ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下同じ。）
  - カ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。）
  - キ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがある団体をいう。以下同じ。）
  - ク その他事業実施主体が認める団体であって、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件を満たすもの。
- (2) 「事業参加者」とは、農業者団体又は当該団体を構成する個々の農家等をいう。
- (3) 「高位生産草地」とは、高品質かつ高収量な生産性の高い草地をいう。
- (4) 「難防除雑草」とは、有毒であること、家畜の嗜好性が極端に低いことその他の理由により飼料作物の収量及び品質に悪影響を及ぼし、かつ、耕起や除草剤散布といった単一の手法での防除が困難な植物であって、生産局長が別に定めるものをいう。
- (5) 「飼料生産基盤強化計画」とは、草地難防除雑草駆除対策を行う地区の概要や事業実施内容について、農業者団体が策定する計画をいう。
- (6) 「難防除雑草駆除計画」とは、農業者団体が草地難防除雑草駆除対策を実施するに当たり、難防除雑草の繁茂状況やその駆除のための具体的な対策について策定す

る計画をいう。

## 2 高品質TMR供給支援対策事業

(1) 「TMRセンター」とは、完全混合飼料の生産・供給を行う次のいずれかの団体をいう。

ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会

イ 農事組合法人

ウ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

エ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。

オ 農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、次の①から③までの全ての要件に適合するもの。

① 農業を主たる事業として営んでいること。

② 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないこと、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。

③ 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。

カ その他、事業実施主体が特に必要と認める団体。

(2) 「TMR原料品質改善計画」（以下「品質改善計画」という。）とは、高品質なTMRの安定供給に向けて、バンカーサイロの補改修やTMR原料となるサイレージの品質向上等の取組内容についてTMRセンターが策定する計画をいう。

## 3 公共牧場活用生産基盤強化支援事業

(1) 「公共牧場」とは、草地や施設等を共同利用する牧場であつて、地方公共団体、農業協同組合、牧野組合等が管理規程を定めて管理運営するものをいう。

(2) 「公共牧場活用生産基盤強化計画」（以下「強化計画」という。）とは、公共牧場の草地や施設等の機能強化を図るための具体的な取組について、事業実施主体が策定する計画であり、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。

(3) 「公共牧場有効活用計画」（以下「活用計画」という。）とは、利用率が低下し、又は遊休化した公共牧場の草地や施設等を有効活用するための具体的な取組について、事業実施主体が策定する計画であり、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。

## 第3 事業内容等

本事業の内容は、次に掲げるとおりとし、事業実施主体及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

### 1 草地難防除雑草駆除対策事業

(1) 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・普及

農業者団体が行う難防除雑草駆除計画の策定及び(3)の事業に関連して行うほ場展示のための看板設置、牧草の収量等のデータ収集及び対策の普及のための会議・研修会開催等（以下「難防除雑草駆除対策の活用・普及」という。）に対する助成

(2) 調査分析

- 農業者団体が（３）の事業を実施するために行う地域の概況調査、土壌分析、飼料分析及び堆肥分析（以下「調査分析」という。）に対する助成
- （３）高位生産草地への転換  
農業者団体が難防除雑草駆除計画及び調査分析に基づき行う高位生産草地への転換に対する助成
- （４）地域調整  
農業者団体が（１）から（３）までの事業の円滑な推進のために必要に応じて実施する地域調整の取組に対する助成
- （５）事業推進  
（１）から（４）までの事業の円滑な推進に必要な取組
- 2 高品質TMR供給支援対策事業
- （１）調査分析  
TMRセンターが高品質なTMR原料となるサイレージを生産するために行う調査、飼料分析等に対する助成
- （２）TMR原料となるサイレージの品質改善対策  
TMRセンターが品質改善計画に基づき行う以下の取組に対する助成  
ア バンカーサイロの補改修の取組  
イ TMR原料となるサイレージの品質向上のための技術実証の取組
- （３）事業推進  
事業実施主体が行う（２）のイの実証技術の普及及び、（１）、（２）の事業の円滑な推進に必要な取組
- 3 公共牧場活用生産基盤強化支援事業
- （１）機能強化型  
以下のうち、公共牧場が強化計画の策定のために行うア並びに強化計画に基づき行うイ及びウの取組に対する助成  
ア 検討会の開催、現地調査等の取組  
イ 公共牧場の機能強化の取組  
ウ 公共牧場の機能強化に必要な施設等の改修・整備の取組
- （２）地域担い手型  
以下のうち、公共牧場が活用計画の策定のために行うア並びに活用計画に基づき行うイ及びウの取組に対する助成  
ア 検討会の開催、現地調査等の取組  
イ 利用率が低下し、又は遊休化した公共牧場の有効活用のための取組  
ウ 利用率が低下し、又は遊休化した公共牧場の有効活用に必要な施設等の改修・整備の取組

#### 第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から平成30年3月31日までとする。

#### 第5 事業実施手続

- 1 第3の1の事業については、次のとおりとする。
- （１）農業者団体は、生産局長が別に定めるところにより飼料生産基盤強化計画を作成し、事業実施主体に提出して、その承認を受けるものとする。
- （２）事業実施主体は、（１）により提出された飼料生産基盤強化計画を踏まえ、生産

局長が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。

(3) 飼料生産基盤強化計画及び事業実施計画に関して生産局長が別に定める重要な変更を行う場合の手続は、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

2 第3の2の事業については、次のとおりとする。

(1) TMRセンターは、生産局長が別に定めるところにより品質改善計画を作成し、事業実施主体に提出して、その承認を受けるものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)により提出された品質改善計画を踏まえ、生産局長が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。

(3) 品質改善計画及び事業実施計画に関して生産局長が別に定める重要な変更を行う場合の手続は、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

3 第3の3の事業については、次のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、(1)に準じて行うものとする。

## 第6 事業の評価

1 成果目標及び目標年度並びに事業評価

本事業の事業実施主体は、第3に掲げるそれぞれの事業ごとに生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における成果目標及び目標年度の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。

2 事業費の低減

本事業の事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

3 費用対効果分析

第3の3の(1)のウ及び(2)のウに掲げる事業の事業実施主体は、事業実施計画の作成に当たり、生産局長が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとする。

## 第7 助成

国は、予算の範囲内で、本事業の実施に必要となる経費について、生産局長が別に定めるところにより事業実施主体に助成するものとする。

## 第8 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を第3の1及び2の事業にあっては生産局長に、第3の3の事業にあっては地方農政局長にそれぞれ報告するものとする。

## 第9 事業評価の報告

事業実施主体は、第3に掲げるそれぞれの事業ごとに生産局長が別に定めるところにより本事業の事業評価を取りまとめ、第3の1及び2の事業にあっては生産局長に、第

3の3の事業にあつては地方農政局長にそれぞれ報告するものとする。

## 第10 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

### 1 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告書の報告期間中に1回以上、本事業の受益者から、点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、本事業の受益者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

### 2 配合飼料価格安定制度への加入促進

本事業における受益者のうち、配合飼料を購入して家畜を飼養する者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）の規定により配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づき、配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる契約数量の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において配合飼料価格安定基金との契約を締結していない畜産経営者については、配合飼料価格安定基金との契約を締結するよう努めるものとする。

### 3 重複助成の禁止

本事業の事業実施主体は同一年度に本事業の助成対象経費について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

## 第11 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成30年2月1日から施行する。

別表 事業内容及び補助率（第3関係）

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 草地難防除雑草駆除対策事業</p> <p>(1) 難防除雑草駆除対策の活用・普及  農業者団体が行う難防除雑草駆除対策の活用・普及に対する助成</p> <p>(2) 調査分析  農業者団体が(3)の事業を実施するために行う調査分析に対する助成</p> <p>(3) 高位生産草地への転換  農業者団体が難防除雑草駆除計画及び調査分析に基づき行う高位生産草地への転換に対する助成</p> <p>(4) 地域調整  農業者団体が(1)から(3)までの事業の円滑な推進のために必要に応じて実施する地域調整の取組に対する助成</p> <p>(5) 事業推進  (1)から(4)までの事業の円滑な推進に必要な取組</p>	<p>一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び農業協同組合連合会から別に定める公募要領により選定された団体</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内 (10a 当たりの上限金額は 1.7 万円とする。ただし、施工が完了する前において、自然災害による土壌流出、その他やむを得ない理由により再施工が必要と生産局長が認める場合は、この限りでない。)</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

<p>2 高品質TMR供給支援対策事業</p> <p>(1) 調査分析 TMRセンターが行う調査分析に対する助成</p> <p>(2) TMR原料となるサイレージの品質改善対策 品質改善計画に基づきTMRセンターが行う次の取組に対する助成 ア バンカーサイロ補改修 イ TMR原料となるサイレージの品質向上技術実証</p> <p>(3) 事業推進 (2) のイの実証技術の普及、 (1)、(2)の事業の円滑な推進に必要な取組</p>	<p>一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び農業協同組合連合会から別に定める公募要領により選定された団体</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p>
<p>3 公共牧場活用生産基盤強化支援事業</p> <p>(1) 機能強化型 ア 強化計画の策定のための検討会の開催、現地調査等の取組 イ 強化計画に基づく公共牧場の機能強化の取組</p>	<p>事業実施主体は、次の(1)から(8)までのいずれかに該当するものであること。 なお、農業者の組織する団体の場合は、3戸以上の農業者により構成されているものとする。 (1) 地方公共団体（ただし、地域担い手型は除く） (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会 (3) 公社 (4) 農事組合法人 (5) 農事組合法人以外の農地所有適格法人</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内（ただし、家畜を導入する場合の1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円とし、草地改良に係る経費の10a当たりの上限金額は1.5万円とする。なお</p>

<p>ウ 強化計画に基づく公共牧場の機能強化に必要な施設等の改修・整備の取組</p> <p>(2) 地域担い手型</p> <p>ア 活用計画の策定のための検討会の開催、現地調査等の取組</p> <p>イ 活用計画に基づく利用率が低下し、又は遊休化した公共牧場の有効活用のための取組</p> <p>ウ 活用計画に基づく利用率が低</p>	<p>(6) 特定農業団体  (7) その他農業者の組織する団体  (8) その他生産局長が別に定める者</p>	<p>、施工が完了する前において、自然災害による土壌流出、その他やむを得ない理由により再施工が必要と生産局長が認める場合は、この限りでない。)</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内 (ただし、家畜を導入する場合の1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円とし、草地改良に係る経費の10a当たりの上限金額は1.5万円とする。なお、施工が完了する前において、自然災害による土壌流出、その他やむを得ない理由により再施工が必要と生産局長が認める場合は、この限りでない。)</p> <p>1 / 2 以内</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p>下し、又は遊休化した公共牧場の有効活用に必要な施設等の改修・整備の取組</p>		
--------------------------------------------	--	--